

只木ゼミ後期第10問

電力会社 X に勤めている甲は、平成 30 年 9 月中旬頃、電気事業経営に関する企画及び調整を主に担当している Y 県の利水電気部発電課係長乙に対し、現金 1000 万円その他の金品を供与した。なお、これは X 社が Y 県内の某地域において新規電気事業を展開する際に、某地域の電気事業についての詳細を伝えるという趣旨の依頼を甲が乙に対してしたものであり、乙はこの依頼に対して承諾をしていた。

もともと、かかる贈収賄が行われた当時、乙は Y 県の職員として土地の区画整理をその業務とする一般社団法人に出向していた。

令和 2 年 1 月上旬頃、大手出版社 A が発行している週刊誌 B が、特集として Y 県の職員が電力会社 X に勤めている社員某に多額の金品を送ったという内容の記事を掲載した。この記事を受けて、X 社内では当該事業計画について主に Y 県の担当者に関わっていたのは甲であったことから、甲が賄賂を贈ったのではないかという噂が広まっていた。そこで甲は自分が近いうちに逮捕され、責任を追及されるかもしれないと思い、これを免れようとして、普段から面倒を見ていた X 社の部下である丙に上記事情を話したうえで、しばらく自分を匿ってくれるように頼んだ。断り切れない性格であった丙は、いつも世話になっている上司の甲の頼みならば仕方ないと感じ、これを承諾して甲を自宅に匿った。

甲、乙、丙の罪責を論じなさい。